



令和7年9月作成

一時預かり事業は、不定期の就労や子育てのリフレッシュ、通院など一時的に預けたい場合に保育所等の施設で預かりを行う事業です。

※利用するにあたっての注意事項

- ・すべての施設で実施しているものではありませんので、ご利用前に実施施設をご確認ください。
- ・予約の空き状況、利用ができる時間については、直接各施設へお問合せください。
- ・「就労型」「リフレッシュ型」どちらになるか不明な場合や、申請方法、必要書類につきましては施設給付課（TEL：06-4309-3302）までお問合せください。

就労型

就労している保護者の子どもが保育所(園)等に入れない場合や保護者が不定期の就労などを行う場合に、一時的に預けたいときに利用できます。

また、就労以外にも下記のいずれかに該当する方も利用することができます。

「求職活動」「妊娠出産等」「介護看護」「疾病障害」「就学」



一日最大8時間

※料金は満年齢で適用されます。

	4時間以内	4時間超
0～2歳	1200円	2400円
3歳	600円	1200円
4歳以上	500円	1000円

リフレッシュ型

在宅で子育てをしている方でリフレッシュなど保護者の私的 lý由により、一時的に預けたいときに利用できます。

※利用できる時間は各施設にお問い合わせください。

※料金は満年齢で適用されます。

	1時間あたり
0～2歳	400円
3歳	250円
4歳以上	200円

東大阪市ウェブサイト
「一時預かり事業」は
こちらからご覧ください



《実施施設一覧》

令和7年9月現在

東地域

施設名	所在地	実施日	予約・問合せ専用電話	予約受付時間
孔舎衙こども園	日下町6-2-18	月～金曜日 9時～17時	072-920-7018	月～金曜日 10時～16時
石切子育て支援センター(そらっこ)	中石切町4-12-28	月～土曜日 9時～17時	072-940-7034	月～土曜日 9時30分～16時
あおぞらこども園	西石切町2-1-7		072-986-3656	
認定こども園 石切山手保育園	東石切町4-15-54		072-985-7725	
若宮こども園	東山町17-10	*	072-981-0300	*
西若宮こども園	東山町7-8		072-987-2410	
若宮森の子こども園	東山町11-7		072-988-3356	
枚岡幼稚園(4月1日時点で2歳児～)	箱殿町8-10	月～金曜日 9時～17時 ※詳しい実施日は 要問合せ	<登録・開園日等> 072-981-2874 <申込方法・利用内容等> 06-4309-3270 (学校教育推進室)	月～金曜日 9時～17時
幼保連携型認定こども園 白鳩チルドレンセンター東大阪	桜町9-5	*	072-984-8827	*
縄手南こども園	六万寺町2-3-18	月～金曜日 9時～17時	072-929-8526	月～金曜日 10時～16時

西地域

施設名	所在地	実施日	予約・問合せ専用電話	予約受付時間
認定こども園 フタバ学園	森河内西2-31-1		06-6783-1733	
幼保連携型認定こども園 いなだこども園	稻田新町2-20-7	*	06-6745-1200	*
幼保連携型認定こども園 はるみやこども園	荒本北1-5-44		06-6744-3857	
荒本子育て支援センター	荒本2-6-35	月～金曜日 9時～17時	06-6224-3635	月～金曜日 10時～16時
木の実こども創造館	御厨中2-2-12		06-6618-1707	
幼保連携型認定こども園 たかいだこども園	高井田元町1-11-17		06-6781-1117	
げんき保育園 布施駅前園	足代1-14-3 二条ビル108号		06-6720-2015	
認定こども園	岸田堂西1-6-37		06-6721-6241	*
木の実キッズキャンパス			06-6721-8631	
青葉学園	永和1-26-10		06-6720-6155	
恵果保育園	三ノ瀬3-6-16		06-6721-7712	
幼保連携型認定こども園 ひしの美保育園	菱屋西2-4-3		06-4307-5016	月～金曜日 10時～16時
小阪こども園	中小阪1-21-30	月～金曜日 9時～17時		
どんぐり保育園	中小阪5-14-2		06-6723-7588	
小規模保育園 どんぐりのおうち	中小阪5-6-6		06-6723-1300	
幼保連携型認定こども園 ひしの美東保育園	南上小阪4-18		06-6725-3266	*
つるばみ保育園	小若江4-4-13		06-4307-6715	
弥刀さつき保育園	近江堂1-15-5		06-6728-7755	
幼保連携型認定こども園 さつきこども園	近江堂2-6-30		06-6732-1155	
長瀬子育て支援センター	長瀬町3-6-3	月～金曜日 9時～17時	06-6224-3220	月～金曜日 10時～16時
大蓮こども園	大蓮南2-8-32	月～金曜日 9時～17時	06-4307-3313	月～金曜日 10時～16時

中地域

施設名	所在地	実施日	予約・問合せ専用電話	予約受付時間
鴻池子育て支援センター	東鴻池町4-5-8	月～金曜日 9時～17時	06-6224-3120	月～金曜日 10時～16時
第二愛保育園 ★	加納6-16-6		072-874-6556	
幼保連携型認定こども園 中新開さつきこども園	中新開2-9-21	*	072-960-3320	*
愛保育園 ★	川田2-27-31		072-964-0140	
北宮こども園(4月1日時点で2歳児～)	川田2-5-4	月～金曜日 9時～17時 ※詳しい実施日は 要問合せ	<登録・開園日等> 072-920-4118 <申込方法・利用内容等> 06-4309-3270 (学校教育推進室)	月～金曜日 9時～17時
幼保連携型認定こども園 しまのうちこども園	吉田本町1-10-30		072-962-2200	
春日保育園	吉田4-1-14		072-964-1101	
花園第二保育園 ★	吉田5-8-2	*	072-962-5010	*
花園こども園 ★	吉田5-8-2		072-962-5010	
アーバンチャイルドこども園	吉田8-2-20		072-961-0555	
岩田保育所	岩田町1-17-22	月～土曜日 9時～17時	072-962-8602	月～金曜日 10時～16時
岩田こども園(4月1日時点で2歳児～)	岩田町6-4-43	月～金曜日 9時～17時 ※詳しい実施日は 要問合せ		月～金曜日 9時～17時
ぶちはうすキラ保育園	瓜生堂1-5-29		072-964-5554	
エンゼル保育園	若江東町2-6-1	*	06-6724-2069	
認定こども園 松葉幼稚園 <木曜日のみ開設>	花園西町1-18-6		072-943-3478	*
玉串こども園	玉串町西3-1-50		072-965-2712	

リフレッシュ型のみの施設

施設名	所在地	実施日	予約・問合せ専用電話	予約受付時間
子育て支援センター				
旭町子育て支援センター(あさひっこ)	旭町1-5	火・水・木曜日 9時～12時 13時～17時	072-940-7770	火～土曜日 第2・4日曜日 9時30分～16時
楠根子育て支援センター(ももっこ)	楠根1-12-12	月・火・木曜日 9時～12時 13時～17時	06-4306-3561	月～土曜日 9時30分～16時
布施子育て支援センター(ゆめっこ)	長堂1-8-37 ヴエル・ノール布施4階	月～日曜日 9時～17時	06-6748-0246	月～日曜日 9時30分～16時
つどいの広場				
キッズステーション	善根寺町4-2-38	月～金曜日 10時～15時	072-985-1331	月～金曜日 10時～15時
親子deカフェあ・ん	中石切町4-6-19	火・木・金曜日 10時～15時	072-951-9653	月～金曜日 10時～15時
ピッコロ	立花町14番10号	月～金曜日 10時～15時	072-988-0880	月～金曜日 10時～15時
みんなのあ・ん	六万寺町3-3-34	火～金曜日 10時～15時	072-984-2841	月～金曜日 10時～15時
Twinkle(とういんくる)	加納1-5-11グランドハイツモント1階10D	月～金曜日 10時～15時	072-966-7733	月～金曜日 10時～15時
コロボックル	今米1-8-18	月～金曜日 10時～15時	072-966-8118	月～金曜日 10時～15時
若江岩田みんなの広場 きらりっこ	岩田町4-3-22-206 希来里ビル2階	月～金曜日 10時～15時	072-962-2285	月～金曜日 9時30分～16時
あ・そ・ば	森河内西2-27-4	月～金曜日 9時～15時	080-3028-6188	月～金曜日 9時30分～14時30分

*印の園の詳細は各施設へお問い合わせください。

★印の園は自主事業として運営されている為、利用料金などについては各施設へ直接お問い合わせください。

◆利用までの流れ◆

就労型の場合

教育・保育認定証(2・3号)又は子育てのための施設等利用給付認定証(2・3号)をお持ちの方

1、利用希望施設へ事前登録

利用にあたっては事前登録が必要です。

(事前登録では、各施設が大事なお子さんを預かるにあたって、お子さんの成長・健康状態、自宅での様子等を面接でお伺いします。)

必要書類・持ち物など詳しくは各施設へご確認ください。登録時に教育・保育認定証(2・3号)又は子育てのための施設等利用給付認定証(2・3号)を施設へ提示してください。

※登録の際は、事前に各施設へ連絡してください。

2、利用予約申込み

直接施設へお申し込みください。受付期間は各施設によって異なります。

教育・保育認定証(2・3号)又は子育てのための施設等利用給付認定証(2・3号)をお持ちでない方

1、一時預かり就労型認定証の取得手続き

申請書と必要書類を添えて施設給付課(本庁舎7階)、各福祉事務所子育て支援係まで申込んでください。

(郵送での申込みも可能です。その際、施設給付課へ送付してください。書類不備等があった場合、ご連絡させていただくこともありますので連絡先の記入漏れがないようお願いいたします。)

2、利用希望施設へ事前登録

利用にあたっては事前登録が必要です。(登録方法は上記と同様です)

登録時に一時預かり就労型認定証を施設へ提示してください。(まだ手元に届いていない場合は「申請中」と施設へお伝えの上、利用開始日を施設にご相談ください。)

※登録の際は、事前に各施設へ連絡してください

3、利用予約申込み

直接施設へお申し込みください。受付期間は各施設によって異なります。

幼児教育・保育無償化の対象となる方へ

この「一時預かり就労型認定証」を所持するだけでは無償化の対象となりません。無償化の対象となる場合は、子育てのための施設等利用給付認定の申請手続きが必要です。手続きの詳細は、子どもすこやか部事務センター(幼児教育・保育無償化)TEL:06-4309-3322までお問合せ下さい。

リフレッシュ型の場合

1、利用希望施設へ事前登録

利用にあたっては事前登録が必要です。就労型と同様、面接を通した事前登録を行います。

※登録の際は、事前に各施設へ連絡してください。

必要書類・持ち物など詳しくは各施設へご確認ください。

2、利用予約申込み

直接施設へお申し込みください。受付期間は各施設によって異なります。

一時預かり就労型認定期間と必要書類について

★ 子どもを養育している保護者それぞれについて必要書類の提出が必要です。

理由		期間	必要書類	
就労		申請日から申請日の属する年度の末日まで ※育児休業中の場合は利用事由によって異なる●1 ※就職確定の場合も就労型で対応●2	・勤務証明書 ・健康保険証※ ・雇用保険受給者証 ・社員証 ・給与明細(直近のもの2か月分以上)など在職していることが分かる資料 <いずれか1つ> ※「国民健康保険証」「家族(被扶養者)保険証」は勤務証明とならない為不可 ※自営業における勤務証明について●4	
妊娠・出産等	妊娠・出産	申請日から出産予定日の産後8週目を迎える月の末日まで ただし申請日の属する年度の末日まで ※里帰り出産の場合、帰省(予定)日を開始日とする	①母子手帳の母親の氏名の分かるページ ②母子手帳の出産予定日の分かるページ	
	産後ケア事業	産後ケア事業対象期間である出産後、乳児が生後4か月を迎える月の末日まで ただし申請日の属する年度の末日まで	東大阪市産後ケア事業利用管理票	
疾病・障害	短期間	療養期間が短期間の場合(例 インフルエンザで1週間程度の療養) ⇒申請日の翌月の末日まで	①療養期間申出書 ②-・領収書 ②-・処方箋(お薬手帳) <いずれか1つ>	
	長期間	療養期間が長期間の場合(例 骨折等による入院で2か月の入院加療) ⇒申請日より療養を必要とする期間 ただし申請日の属する年度の末日まで ※ただし、診断期間を超えてなお療養が必要で継続して一時預かりが必要な場合は、保護者の申し出による期間で認定期間を更新するものとする	①療養期間申出書 ②-・医師の診断書 ②-・日付の異なる領収書(2枚以上) ②-・日付の異なる処方箋(お薬手帳)(2枚以上) <いずれか1つ>	
	障害	申請日から申請日の属する年度の末日まで	・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・医師の診断書 <いずれか1つ>	
介護・看護	介護	申請日から申請日の属する年度の末日まで	①介護・看護申出書 ②-・介護保険被保険者証 ②-・介護サービスを利用している事が分かる資料 <いずれか1つ>	
	看護	看護について、申請日から看護を必要とする期間 ただし申請日の属する年度の末日まで	①介護・看護申出書 ②-・看護を必要とする状況が確認できる診断書 ②-・児童発達支援センターの利用証明証等 ②-・日付の異なる領収書(2枚以上) ②-・日付の異なる処方箋(お薬手帳)(2枚以上) <いずれか1つ>	
求職活動	新規		新規	①求職活動申出書 ②-・ハローワーク受付票(発行日より3か月以内のもの) ②-・ハローワーク求人票 ②-・面接通知、不採用通知等(求職活動状況が分かる資料) ※上記の書類が提出できない場合、求職活動申出書に必ず記入
	継続	申請日から3か月目の末日、 ただし申請日の属する年度の末日まで●3	継続	①求職活動申出書 ②-・企業の紹介状の本人控え 等 ②-・面接通知、不採用通知等(求職活動状況が分かる資料) ※上記の書類が提出できない場合、求職活動申出書に必ず記入 ※ハローワークの求人票のみの提出は不可
就学		申請日から在籍期間、 ただし申請日の属する年度の末日まで	・学生証 ・在籍証明書 <いずれか1つ>	

(※添付書類についてはすべて写しで可)

★ 今年度に認定を受けている方であっても、次年度も引き続き利用する場合は継続の申請が必要です。

詳しくは、毎年3月頃に掲載される市政だよりやホームページをご確認ください。

※認定期間の有効期限は、最長で申請日の属する年度の末日(3月31日)まで

●1 育児休業中の利用に関して

育児休業中の場合は、利用事由によって下記の取扱となります。

1. 復職予定で入所申し込みを行ったが、不承諾となり一時預かりで入所できれば復職を予定 →就労型で対応
2. 入所前の慣らし保育としての利用希望 →リフレッシュ型で対応

※就労型に相当する事由は就労型での対応

※リフレッシュに相当する事由はリフレッシュ型での対応

●2 就職確定の場合

内定を受け、保育所入所が決まり次第採用年月日が確定する場合は就労型として利用が可能

●3 求職中の場合

求職活動で認定期間を継続する場合は1人1回が限度となります。

●4 就労のうち自営業における勤務証明書について

法人印が無い場合、個人印での押印に加え、経営実態が分かる帳簿の写し・仕入れ等の領収書の写しのいずれかの提出が必要となる。(直近のもの2か月分以上)

(備考欄) ※未提出書類などについて記入

〈問い合わせ先〉

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

子どもすこやか部 子育て支援室 施設給付課

(本庁舎7階)一時預かり担当

TEL 06-4309-3302